

スウェーデン商標法  
2010 年法律 No. 1877 により改正  
2011 年 7 月 1 日施行

目次

第 1 章 総則

適用の範囲

第 1 条 商標及び他の取引上の表象

第 2 条 団体標章，保証標章及び証明標章

第 3 条 共同体商標

商標を構成することができる主題

第 4 条

識別性

第 5 条

排他的権利の取得

第 6 条 登録による排他的権利

第 7 条 市場での確立による排他的権利

第 8 条 商号及び取引上の表象としての名称の排他的権利

排他的権利の主題とならない表象

第 9 条

排他的権利の意味

第 10 条

排他的権利の制限

第 11 条

排他的権利の消尽

第 12 条

相反する権利

第 13 条 優先権

第 14 条 不活動の結果(登録商標)

第 15 条 不活動の結果(市場で確立した取引上の表象)

第 16 条 共存

情報を提供する義務

第 17 条

第 2 章 商標の国内登録

登録出願

第 1 条 出願内容

第 2 条 出願の変更

第 3 条 出願の分割

登録の一般条件

第 4 条

第 5 条

第 6 条

登録拒絶の理由としての公共の利益

第 7 条

登録拒絶の理由としての他の権利

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

商標要素の保護の除外

第 12 条

商品及びサービスの分類

第 13 条

優先権

第 14 条

第 15 条

第 16 条

登録手続

第 17 条 出願審査

第 18 条

第 19 条 取下後の抹消

第 20 条 ファイルから抹消された出願の回復

優越的権原による出願の移転

第 21 条

第 22 条

登録

第 23 条

異議申立

第 24 条 異議申立の期限及び異議申立の内容

第 25 条 異議申立における欠陥

第 26 条 異議申立の伝達

第 27 条 取下された異議申立の審理

第 28 条 異議申立の決定

登録商標の変更

第 29 条 登録商標の些細な変更

第 30 条 登録の分割

第 31 条 団体標章，保証標章又は証明標章を使用することができる条件の変更

登録の存続期間

第 32 条

登録更新

第 33 条

第 34 条

登録の抹消

第 35 条

第 3 章 登録取消

取消の理由

第 1 条 一般的理由

第 2 条 使用の懈怠

第 3 条 団体標章，保証標章及び証明標章

部分的取消

第 4 条

手続

## 第5条

### 行政取消

第6条 申請内容

第7条 申請の欠陥

第8条 取下後の抹消

第9条 根拠のない申請

第10条 所有者が応答すべき旨の指示

第11条 指示の送達

第12条

第13条 地方裁判所への移管

第14条

第15条 登録の取消

第16条 再開

第17条 通知書

第18条 法的効力

第19条 地方裁判所における更なる処理

第20条

### 登録の抹消

第21条

## 第4章 本国並みの登録並びに外国出願人及び所有者の代理人

### 本国並みの登録

第1条

第2条

### 代理人と送達

第3条 商標登録出願人の代理人

第4条 商標登録の所有者の代理人

## 第5章 国際商標登録

### 国際商標登録によって意味されるもの

第1条

### 国際商標登録の出願

第2条 国際登録を出願する権原を有する者

第3条 出願がなされる場所及びその内容

第4条 出願の処理

第5条

第6条 ファイルから抹消された出願の回復

第7条 国際商標登録から生じる保護の追加国への拡張の申請

国際商標登録から生じる保護のスウェーデンへの拡張の申請

第8条 申請の審査

第9条 国際商標登録から生じる保護がスウェーデンへ拡張されない旨の決定

第10条 商標の商標登録簿への記入

第11条 異議申立

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条 国際商標登録から生じる保護がスウェーデンに拡張される旨の決定の効果

第17条

国内商標登録の国際商標登録による代替

第18条

国際商標登録が効力を停止したときの結果

第19条

国際商標登録の国内商標登録への変更

第20条

第21条

第6章 移転及びライセンス

移転

第1条 移転一般

第2条 登録商標の移転の記録

第3条 所有者の記録の効果

ライセンス

第4条 ライセンス一般

第5条 ライセンスの記録

第7章 登録商標の質権設定

質権の存在

第1条

第2条

質権の複数付与の場合の優先権

第3条

登録申請をする権原を有する者

第4条

権原を欠くための障害

第5条

質権の付与が登録を受けることができるとき

第6条

無効な質権契約

第7条

質権の失効

第8条

登録の抹消

第9条

質権設定された財産は物権の主題であること

第10条

第11条

質権設定された財産の売却

第12条

第8章 刑事責任，違反すれば罰金に処せられる禁止命令，損害賠償，等

刑事責任

第1条

違反に関して使用された物件及び道具の没収

第2条

違反すれば罰金を受ける禁止命令

第3条

損害賠償

第4条

刑事責任及び一定の事件における損害賠償責任の制限

第5条

損害賠償を受ける権利に関する時効

第6条

侵害継続の予防策

第7条

商標侵害に関する事件の判決についての情報の公開

第8条

第9章 情報提供の命令及び侵害調査

情報提供の命令

第1条 基本規定

第2条

情報提供命令に関する事項の処理

第3条

補償を受ける権利及び通知業務

第4条

侵害調査

第5条 基本規定

第6条 侵害調査に関する事案の処理

第7条 担保の供託及び決定に対する不服申立

第8条 侵害調査に関する決定の内容

第9条 侵害調査命令の執行

第10条

第11条 法的援助及び侵害調査に参加する権利

第12条 侵害調査で取られた措置の無効化

第13条 侵害調査からの資料の処理

第10章 他の規定

制裁判決の禁止

第1条

失効に関する異議申立

第2条

個人データの処理

第3条

共同体商標に関する特則

第4条 移送された出願の手数料等

第5条 共同体商標に適用される規定

管轄裁判所

第6条

農産物及び食糧品の特別表示

第7条

ライセンサー及び他者が所有者に通知する義務

第8条

市場で確立した取引上の表象の差押に対する禁止規定

第9条

審判請求

第10条

第11条

第12条

公告

第13条

授權

第14条



## 第1章 総則

### 適用の範囲

#### 第1条 商標及び他の取引上の表象

本法は、業として提供される商品及びサービスについての商標及び他の取引上の表象であって何人も排他的権利を取得することができるものに関する規定を含む。

本法は、欧州連合内で保護される農産物及び食料品についての特別表示に関する規定も含む。

#### 第2条 団体標章、保証標章及び証明標章

組合、事業体又は他の事業体は、その構成員が業として共通商標(団体標章)及び他の表象を使用する排他的権利を取得することができる。

商品又はサービスに関する規約を発行する又はその管理を行う公的機関は、規約又は管理に従うことを条件とする商品又はサービスへの使用のための商標(保証又は証明標章)及び他の取引上の表象についての排他的権利を取得することができる。同じ規定が、商品又はサービスの条件を設定する、又はその管理をする基金、組合、事業体及び他の組織に適用される。

#### 第3条 共同体商標

本法は、共同体商標に関する一定の規定も含む。

共同体商標は、共同体商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EC)No. 207/2009による商標である。

### 商標を構成することができる主題

#### 第4条

商標は、視覚的に表示することができる標識、特に個人名、図形要素、文字、数字を含む語句及び商品又はその包装の形状で構成することができる。ただし、標識が識別性を有することを条件とする。

### 識別性

#### 第5条

取引上の表象は、ある事業活動の商品又はサービスを他のそれらから識別することができることを条件として識別性があるとみなされる。

取引上の表象は、次の標識又は表示から専ら構成される場合、識別性を欠くものとなる。

1. 商品の生産又はサービスの提供について種類、質、量、用途、価値、原産地、他の特徴又は時期を指定するために取引において用いられる、又は
2. 現用言語において、又は取引上の善意かつ確立した慣行において、慣用となっている。

取引上の表象が識別性を有するか否かの評価において、それが使用を通じて識別性を取得することができることが斟酌されなければならない。

## 排他的権利の取得

### 第6条 登録による排他的権利

商標の排他的権利は、第2章に従って商標登録簿への登録により取得することができる。登録簿は、特許登録庁に保管される。

排他的権利は、第5章に従って国際登録によっても取得することができる。

### 第7条 市場での確立による排他的権利

取引上の表象の排他的権利は、登録がなくとも市場での確立によって取得することができる。取引上の表象は、それに基づいて提供されている商品又はサービスについての表示としてスウェーデンにおいて需要者の間に広く知られている場合、市場で確立したものとみなされる。取引上の表象が、スウェーデンの一部内に限って市場で確立している場合、排他的権利は当該領域内に限り適用される。

### 第8条 商号及び取引上の表象としての名称の排他的権利

商号又は他の取引標識の所有者は、商号又は取引上の表象としての取引標識の排他的権利を有する。取引標識がスウェーデンの一部内に限り保護されている場合、排他的権利は当該領域内に限り適用される。

自身の名称を取引上の表象として使用する者は、名称がそれが使用されている商品又はサービスについて識別性を有する限り、取引上の表象としての表象についての排他的権利を有する。名称がスウェーデンの一部内に限り使用されている場合、排他的権利は当該領域内に限り適用される。

## 排他的権利の主題とならない表象

### 第9条

商品自体の性質から生じる形状、技術的成果を得るために必要な商品の形状又は商品に実質的な価値を与える形状から専ら成る表象については排他的権利を取得することができない。

## 排他的権利の意味

### 第10条

第6条から第8条までによる取引上の表象についての排他的権利は、所有者の承諾がなければ所有者以外の何人も次の表象を業として使用する権原を有さないことを意味する。

1. 同一の商品又はサービスについて、取引上の表象と同一である。
2. 表象の使用者と取引上の表象の所有者の間の連想の虞を含む混乱の可能性がある場合に、同一又は類似の商品又はサービスについて、取引上の表象と同一又は類似である。
3. スウェーデンにおいて需要者の間に広く知られている取引上の表象と同一又は類似であり、その使用が商品又はサービスに係り、取引上の表象の識別性又は名声を不公平に利用し又は正当な理由なく害する場合。

「使用」とは、次のとおりとみなされる。

1. 標識を商品に又はその包装に付けること、
2. 標識に基づいて商品を提供申出し、市場に出し、それらの目的のために貯蔵し、又はサービスの提供を申出若しくは供給すること、
3. 表象に基づいて商品を輸出入すること、又は
4. 取引書類及び広告に表象を使用すること。

## 排他的権利の制限

### 第 11 条

取引上の表象の排他的権利は、識別性を欠く表象の要素に独立の保護を与えるものではない。排他的権利は、第三者が業として商工業における誠実な慣行に従って次のものを使用することを妨げるものではない。

1. 自己の商号、名称又は宛先
2. 商品若しくはサービスの種類、質、量、用途、価値、原産地、商品の生産又はサービスの提供の時期に関する表示
3. 製品又はサービスの、特に付属品又は予備部品としての用途を表示するために必要な場合の取引上の表象。

団体標章、保証標章又は管理標章についての排他的権利は、原産地を示す標識又は表示を第三者が業として使用することを妨げるものではない。ただし、これは使用が商工業事項における誠実な慣行に則することを条件とする。当該排他的権利は、地名を使用する権原を有する第三者がそうすることを妨げるものではない。

## 排他的権利の消尽

### 第 12 条

取引上の表象についての排他的権利は、所有者によって又は所有者の承諾を得て当該表象に基づいて欧州経済領域において市場に出されている商品に関連して、表象を第三者が使用することを妨げるものではない。

段落 1 は、商品の条件が商品が市場に出された後に変更される若しくは損傷される場合又は所有者が使用に異議申立する適法な理由がある場合は適用されない。

## 相反する権利

### 第 13 条 優先権

複数の当事者が、第 10 条に規定のとおり同一又は類似の取引上の表象の排他的権利を主張する場合、優先権が先の法的基礎を有する当事者に与えられる。ただし、第 14 条又は第 15 条によって別異となる場合を除く。

### 第 14 条 不活動の結果(登録商標)

次の場合、登録商標の権利は、第 10 条に規定のとおり同一又は類似の取引上の表象の先の権利と共存する。

1. 登録出願が善意でなされ、
2. 先の権利の所有者が、当該商標のスウェーデンにおける使用を後の商標の登録日後 5 連続年の期間知っており黙認してきた。

商標が登録されている商品又はサービスの一部に限り使用されている場合、権利は該当する商品又はサービスに限り適用される。

#### **第 15 条 不活動の結果(市場で確立した取引上の表象)**

先の権利の所有者が合理的な期間内に後の表象の使用を防ぐ行動を取らなかった場合、市場で確立している取引上の表象の権利は、第 10 条に規定のとおり同一又は類似の取引上の表象の先の権利と共存する。

#### **第 16 条 共存**

第 14 条及び第 15 条にいう事案において、後の取引上の表象の権利は先の取引上の表象の使用を妨げない。

当事者の 1 の請求によって、裁判所は、第 15 条にいう場合、合理的ならば、表象の 1 又は双方が特定の方法(例えば、特定の様式において又は地名若しくは所有者の名称を付加して)に限り使用することができる旨を決定することができる。ただし、そのような決定は登録商標に係ることはできない。

#### **情報を提供する義務**

#### **第 17 条**

辞書、マニュアル及び他の類似の刊行物の著者、出版社又は編集者は、商標が登録によって保護されていることが明瞭に表示されている場合を除き、登録商標の所有者の請求があれば、刊行物において商標が複製されないことを確保しなければならない。同じ規定が、当該刊行物が表現の自由に関する基本法第 1 章第 9 条にいう者によって電子的に利用可能とされる場合にも適用される。

段落 1 による請求に応じない者は、合理的な方法と範囲での修正版の出版に参画しその修正費用を負担しなければならない。

## 第2章 商標の国内登録

### 登録出願

#### 第1条 出願内容

商標を登録しようとする者は、特許登録庁へ出願するものとし、出願は次を含まなければならない。

1. 出願人の名称又は商号及び宛先に関する情報
2. 代理人の名称及び宛先に関する情報
3. 商標の明瞭な表示
4. 商標が意図される商品又はサービスの一覧及びそれらが属する分類(商品又はサービスの一覧)。

団体標章、保証標章又は証明標章の出願は、商標が使用されることができる条件の詳細を更に含まなければならない。

出願人は、所定の出願手数料を納付しなければならない。

政府又は政府によって指定された公的機関が、出願手続に関して更なる詳細規則を交付する。

#### 第2条 出願の変更

出願人は、出願された商標について標章の全体的印象に影響を与えないような些細な変更をすることができる。出願人はまた出願の商品又はサービスの一覧を減縮することもできる。

#### 第3条 出願の分割

複数の商品又はサービスを含む出願は、商品又はサービスが割当てられる2以上の出願に分割することができ、その出願は、原出願と同じ出願日及び優先権を有するものとみなされる。

### 登録の一般条件

#### 第4条

商標は、それが商品自体の性質から生じる形状、技術的成果を取得するために必要な商品の形状又は商品に実質的な価値を与える形状から専ら構成される場合、登録することができない。

#### 第5条

商標は、登録されるためには関係する商品又はサービスを識別することができるものでなければならない。

#### 第6条

商品又はサービスの原産地を指定するために業として役立つ標識又は表示は、第1章、第5条、段落2、項目1による識別性を欠く場合でも、団体標章、保証標章又は証明標章として登録することができる。

## 登録拒絶の理由としての公共の利益

### 第7条

商標は次の場合、登録することができない。

1. 法規又は公序良俗に反するもの。
2. 性質、品質、原産地又は商品又はサービスに関する他の状況に関して公衆を欺くような性質のもの。
3. 法又は規則に基づいて商標として許可なく使用することができない国家若しくは国際的紋章、自治体楯章又は当該紋章若しくは当該楯章と紛らわしい何物かを許可なく含むもの。商標は、ぶどう酒又は蒸留酒の地名表示として理解される虞がある何物かを含む又はそれから構成され、異なる原産地のぶどう酒又は蒸留酒と関係する場合も、登録することができない。

## 登録拒絶の理由としての他の権利

### 第8条

商標は、次の場合、登録されない。

1. 同一の商品又はサービスの先の取引上の表象と同一である。
2. 商標の使用の結果として商標使用者と取引上の表象の所有者との間の連想の虞を含め混乱の虞がある場合に、同一又は類似の商品又はサービスについての先の取引上の表象と同一又は類似である。
3. 需要者の間に広く知られている先の取引上の表象と同一又は類似であり、商標の使用が、取引上の表象の識別性又は名声を正当な理由なく害し、又は不公平に利用するもの。
4. 出願時にスウェーデン又は外国で第三者によって使用中であったもので現在も使用されている表象と混同される虞があり、出願人が出願時に悪意で行為していた場合。

段落1、項目1から3までによる「取引上の表象」は、次をいう。

1. 本章によって登録される商標
2. 第5章によって保護がスウェーデンに拡大される国際商標登録を基礎として登録される商標
3. 市場で確立されている取引上の表象であって、市場での確立を基礎とする保護がスウェーデンの実質的な部分で有効であるもの
4. 共同体商標

### 第9条

第8条、段落1、項目1から3までによる商標の登録拒絶の理由は、同じく次へも適用される。

1. 業として使用中である登録商号
2. 第1章、第8条によって保護されている登録商号以外の名称又は取引標識であって保護がスウェーデンの実質的な部分内で適用されるもの

## 第 10 条

商標は、次を含む又は次から構成される場合、登録することができない。

1. 他人の商号とみなされる虞のある要素
2. 他人の特徴的な姓、一般的に知られた雅号又は類似の名称とみなされる虞のある要素であって、商標の使用が名称の所有者の不利になる虞のある場合であり、名称が故人に明らかに無関係である場合
3. 故人に明らかに無関係の他人の画像
4. 文芸作品についての他人の著作権又は写真若しくはデザインについての他人の権利を侵害する要素

## 第 11 条

先の権利の所有者が登録に同意する場合は、第 8 条から第 10 条までの規定は登録拒絶の理由を構成しない。

## 商標要素の保護の除外

### 第 12 条

商標がそれ自体では登録することができない要素を含む場合であって、標章の登録が排他的権利の範囲について不確実性を起こす明らかな危険がある場合は、この要素は登録の保護から明示的に除外することができる。

要素が後に登録条件を満たす場合、この要素又は商標全体は、新たな出願後に段落 1 にいう除外なく登録を受けることができる。

## 商品及びサービスの分類

### 第 13 条

商標は、商品又はサービスの 1 又は 2 以上の分類に登録される。政府又は政府によって指定された公的機関が、商品及びサービスの分類に関して更なる詳細規則を交付する。

## 優先権

### 第 14 条

スウェーデンにおける商標の登録出願は、他の出願又は他の商標の使用との関係で、出願人によって又は出願人に権利を移転した者によって外国で最初になされた商標の登録出願と同時になされたものとみなされる。ただし、段落 2 から 4 までの条件が満たされることを条件とする。

先の出願は、次においてなされていなければならない。

1. 工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約加盟国である外国
2. 世界貿易機関を設立する協定の加盟国である国又は地域、又は
3. スウェーデンでの出願からの対応する優先権が付与され、現行法がパリ条約に実質的に対応する外国又は地域

スウェーデンにおける商標の登録出願は、外国又は地域における出願から 6 月以内になされなければならない。

優先権の主張をしようとする出願人は、商標が登録される前にその旨請求しなければならず、次を表示するものとする。

1. 先の出願をした者
2. 先の出願がなされた場所と時、及び
3. 先の出願番号(可及的速やかに)

### 第 15 条

特許登録庁は、次を提出することによって定められた期間内に優先権を証明するよう出願人に指示することができる。

1. 先の出願を受領した当局によって交付された出願人の名称及び出願日を表示する証明書
2. 同一当局によって認証された出願の写し及び該当する場合、商標の表示

指示に表示された期間は、スウェーデンにおける商標の登録出願後 3 月である。

出願人が指示を守らない場合、優先権は適用されない。出願人は指示においてこれを伝えられる。

### 第 16 条

商標の登録出願は、段落 2 及び 3 による条件が満たされる場合、他の出願又は他の取引上の表象の使用に関して、1928 年 11 月 22 日にパリで署名された国際博覧会条約による国際博覧会において展示された商品又はサービスについて最初に使用された時になされたものとみなされる。

商標の登録出願は、博覧会における商標の最初の使用日後 6 月以内になされなければならない。

優先権の主張をしようとする出願人は、商標が登録される前にその旨を請求し、商標が博覧会で使用された時を証明しなければならない。出願人は、博覧会が段落 1 に表示された種類であったことを証明するために出願人が援用しようとする書類を同時に提出しなければならない。

## 登録手続

### 第 17 条 出願審査

出願が第 1 条、段落 1 及び 2 並びに第 2 条の要件を満たさない場合又は第 4 条から第 10 条までによって登録に障害がある場合、特許登録庁は、定められた期間内に欠陥を補正するよう又は陳述書を提出するよう出願人に指示する。指示には、出願人が適時に応答しない場合、出願がファイルから抹消されるかもしれない旨の情報を含むものとする。出願人が、出願手数料を納めない場合、庁は手数料を納めるよう出願人に指示する。指示は、出願人が適時に納付しない場合、出願がファイルから抹消されることがある旨の情報を含まなければならない。

出願人が、段落 1 による指示に対して適時に応答しない場合又は出願手数料を納付するようにとの指示後に、出願手数料を納めない場合、特許登録庁は出願をファイルから抹消すること



ができる。

#### **第 18 条**

出願人が陳述書を提出した後に、第 17 条、段落 1、第 1 文による登録に対する欠陥又は障害がなおもある場合、出願人に新たな指示を交付する理由がある場合を除き、出願は全体的又は部分的に拒絶される。

#### **第 19 条 取下後の抹消**

出願人が出願を取下する場合、事案はファイルから抹消される。

#### **第 20 条 ファイルから抹消された出願の回復**

特許登録庁は、出願人が所定期間の満了後 2 月以内に出願を補充又は補正する場合、第 17 条、段落 2 によってファイルから抹消された出願を回復する。

出願人は、所定の回復手数料を納めなければならない。

#### **優越的権原による出願の移転**

#### **第 21 条**

特許登録庁において、ある者が出願人に優越的権限を有することを主張し、事案が不確実な場合、庁は所定期間内に裁判所に手続を提起するようその者に指示することができる。かかる手続が適時に提起されない場合、その主張は出願の審査中無視される。指示は、この情報を含まなければならない。

商標についての優越的権原に関する事案が裁判所で係争中の場合、特許登録庁はその事案が最終決定するまで登録手続の中断を宣言することができる。

#### **第 22 条**

ある者が、特許登録庁において、当人が商標に対して出願人よりも優越的権原を有することを証明する場合、庁は、請求があれば、出願をその者に移転する。出願が移転される者は、新たな出願手数料を納めなければならない。

その主張の検討が終結するまでは、出願は補正、ファイルから抹消、拒絶又は承認することができない。

#### **登録**

#### **第 23 条**

登録出願が第 1 条、段落 1 から 3 まで及び第 2 条による要件を満たし、第 4 条から第 10 条までによる登録を拒絶する理由がない場合、特許登録庁は、商標を商標登録簿に記入し、決定は公告される。

出願が部分的に拒絶された場合、商標は、決定が法的効力を得たとき、残る商品又はサービスについて商標登録簿に記入され公告される。

団体標章、保証標章又は証明標章が登録されるとき、商標が使用されることができる条件に

ついでの情報も登録簿に記入され公告される。

## 異議申立

### 第 24 条 異議申立の期限及び異議申立の内容

特許登録庁が商標登録を公告したとき、それに対する異議申立をすることができる。異議申立は、公告日後 3 月以内に庁になされなければならない。異議申立が適時になされなかった場合は却下される。

異議申立は、次を含まなければならない。

1. 異議申立人の名称又は商号及び宛先についての情報
2. 代理人の名称及び宛先についての情報
3. 異議申立が関係する登録についての情報
4. 異議申立の理由として援用された事実についての情報

政府又は政府によって任命された公的機関は、異議申立手続に関する更なる詳細の規則を交付する。

### 第 25 条 異議申立における欠陥

異議申立に欠陥があり事案の審査の基礎となり得ない場合、特許登録庁は、定められた期間内に欠陥を補正するよう異議申立人に指示する。指示が守られない場合、異議申立は却下される。異議申立人は指示でこのことを伝えられる。

### 第 26 条 異議申立の伝達

特許登録庁は、商標登録の所有者に異議申立を伝え、定められた期間内に陳述書を提出する機会を所有者に与える。

異議申立が明らかに理由がない場合、直ちに却下される。

### 第 27 条 取下された異議申立の審理

異議申立が取下されたとき、それにも拘らず特別な理由がある場合、異議申立手続を完了することができる。ただし、異議申立に援用される基礎が第 8 条から第 10 条までによる理由のみである場合、異議申立手続を完了することはできない。

### 第 28 条 異議申立の決定

異議申立がなされたとき、特許登録庁は、第 4 条から第 10 条までによる登録への障害があれば登録を全体的又は部分的に取消する。

全体的又は部分的に第 8 条から第 10 条までの拒絶理由に基礎を置く異議申立は、それが自己の権益で異議申立するのでない者によってなされ登録商標の所有者がそのように請求する場合、その限度において却下される。

登録が、異議申立の結果、全体的又は部分的に取消された場合、決定が法的効果を得たときに登録はその限度において商標登録簿から抹消される。

## 登録商標の変更

### 第 29 条 登録商標の些細な変更

登録商標の所有者の請求で、全体的印象に影響を与えない些細な商標の変更を商標登録簿においてすることができる。

商標の変更を申請する者は、所定の手数料を納付しなければならない。

登録商標が変更されたときは、商標登録簿に記録され公告されなければならない。

### 第 30 条 登録の分割

複数の商品又はサービスに関する商標登録は、商品又はサービスが割り当てられる 2 又はそれ以上の登録に分割することができ、登録は原登録と同じ出願日と優先権を有するものとみなされる。

### 第 31 条 団体標章、保証標章又は証明標章を使用することができる条件の変更

団体標章、保証標章又は証明標章を使用することができる条件が登録後に変更される場合、特許登録庁が所有者によって通知されなければならない。

変更された条件は、商標登録簿に記入され公告されなければならない。

## 登録の存続期間

### 第 32 条

登録は、特許登録庁への登録出願日から発効し登録日から 10 年の効力を有する。

## 登録更新

### 第 33 条

登録は、先の登録期間の満了後各 10 年間更新することができる。更新の申請は、登録期間の 1 年前以後、6 月後以前に特許登録庁に提出するものとする。

更新の申請人は、所定の手数料を納めなければならない。段落 1 による適時の更新手数料の納付が更新の申請とみなされる。

登録更新の決定は、商標登録簿に記入され公告される。

### 第 34 条

更新申請が何れの商標登録に言及するものか明らかでない場合又は更新手数料が納められない場合、特許登録庁は欠陥を補正するよう申請人に指示し、指示には出願人が適時に応答しない場合は申請がファイルから抹消される旨の情報を含まなければならない。

申請人が段落 1 の指示に適時に応答しない場合又は指示に従って更新手数料を納めない場合、特許登録庁は、ファイルから申請を抹消することができる。申請人が陳述書を提出後なおも段落 1 による欠陥が残る場合、更新申請は、新たな指示を申請人に出す理由がない場合、却下される。

特許登録庁は、申請人が所定期間の満了後 2 月以内に申請を補充する場合、段落 2 によって

ファイルから抹消された申請を回復し，申請人は所定の回復手数料を納付しなければならない。

## 登録の抹消

### 第 35 条

所有者が登録を更新しない場合又は登録が全体的又は部分的に抹消されることを請求する場合，登録はその範囲で抹消され，決定は公告される。

## 第3章 登録取消

### 取消の理由

#### 第1条 一般的理由

商標は、次の場合、取消される。

1. 標章が、本法に反して登録され、
2. 登録が、本法に反したままであり、
3. 標章の権利が、第1章、第14条又は第15条に従って存続することができない。

登録は、次の場合も取消される。

1. 商標が、所有者の活動又は不活動の結果、それが登録されている商品又はサービスの取引において普通名詞になっている。
2. 商標が、法若しくは規則又は公序良俗に反するものになっている、
3. 商標が、それが登録された商品又はサービスに関して所有者又は所有者の承諾によるその使用の結果、商品又はサービスに関する性質、質、原産地又は他の状況に関して公衆を欺く虞のあるものになっている。

段落1にいう場合において、拒絶理由が先の登録標章から構成され、先の標章が第2条による使用の要件を満たさない場合、第2章、第8条による拒絶理由の存在を基礎として登録は取消されることができない

#### 第2条 使用の懈怠

商標登録は、登録事項に関する最終決定から5年以内に又は連続5年間以内に、所有者が登録された商品又はサービスに関してスウェーデンにおいて標章の真正な使用をしなかった場合、取消される。ただし、登録は、不使用の適正な理由がある場合、使用の懈怠の理由で取消されることはできない。

次のときにも、段落1に従っての「使用」とみなされる。

1. 商標がそれが登録された様式における標章の識別性を変更しない要素において相異なる様式で使用されるとき
2. 商標がスウェーデンにおいて、輸出目的のみで商品又はその包装に貼着されるとき  
所有者の承諾を得た別人による商標の使用は、所有者による商標の使用であるとみなされる。  
登録は、5年期間の満了後、取消申請の提出までに商標が使用されている場合、取消されることができない。ただし、5年期間の満了後であって取消申請前の3月以内に開始又は再開された使用は、その開始又は再開の準備が所有者が取消申請がなされるかもしれないことに気づいた後に初めてなされた場合は、無視される。

#### 第3条 団体標章、保証標章及び証明標章

団体標章、管理標章又は保証標章は、第1条又は第2条による理由によって、及び次の場合、取消されることができる。

1. 標章が使用されることができる条件が変更され、所有者が第2章、第31条に従って特許登録庁に通知していない。
2. 標章が、商標が使用されることができる条件と一致しない方法で使用されており、所有者

が当該使用を防ぐ合理的な措置を講じていない。

## 部分的取消

### 第4条

登録の取消の理由が当該商標が登録された商品及びサービスの一部に限り存在する場合、登録の取消は、該当する商品及びサービスのみに係るものとする。

## 手続

### 第5条

登録を取消する手続の提起をしようとする者は、第6条から第19条までによって裁判所に手続を提起すること、又は登録の取消を特許登録庁(行政取消)に申請することができる。第2章、第28条が、商標登録は登録に対する当事者の異議申立の結果取消することができること定める規定を含む。

第1条、段落2、項目2、第2条、第3条若しくは第4条又は第2章第4条、第5条若しくは第7条による登録取消の手続は、公的機関によっても提起することができる。何れの公的機関が当該権限を有するかについて政府が規則を交付する。

## 行政取消

### 第6条 申請内容

行政取消の申請は、次を含まなければならない。

1. 司法手続法第33章、第1条に規定の範囲の当事者についての情報
2. 取消の主張及び主張の対象である登録についての表示
3. 取消主張の理由として援用する事実の説明

申請人は、所定の手数料を支払わなければならない。

政府又は政府によって指定された公的機関が、申請に要する他の内容に関する更に詳しい規則を発令する。

### 第7条 申請の欠陥

申請に、事案の処分の基礎を構成することができないほど欠陥がある場合、特許登録庁は、定められた期間内に欠陥を補正するよう申請人に指示する。申請人が申請手数料を納めない場合にも同じ規定を適用する。

申請人が指示に従わない場合、申請は却下され、申請人は、指示でその旨伝えられる。

申請は、登録取消以外の策を目的とする場合又は事案が他の障害のために手続することができない場合も却下される。

### 第8条 取下後の抹消

申請人が申請を取下する場合、事案はファイルから抹消される。

## 第9条 根拠のない申請

申請に根拠がないものと推測される場合、その申請は所有者が異議申立したのものとして扱われ、その場合、第13条が適用される。

## 第10条 所有者が応答すべき旨の指示

特許登録庁が申請を認める場合、庁は、所有者への申請の送達から起算して定められた期間内に応答するよう登録所有者に指示する。

指示において、所有者は次のとおり請求される。

1. 申請が認められるか反論するかを、かつ、反論する場合、その反論の根拠を表示し、
2. 司法手続法第33章、第1条、段落1から3までに表示された本人についての情報を、申請における情報が不十分又は不正確である範囲で提供する。

所有者が指示に応答しない場合でも、事案が決定される旨の情報が指示において与えられなければならない。

政府又は政府によって指定された公的機関が指示の更なる内容に関する更に詳しい規則を発令する。

## 第11条 指示の送達

第10条にいう指示が所有者に送達されなければならない。送達は、司法手続法で民事訴訟における召喚状の送達について規定するとおりになされなければならない。

申請書類が指示に表示されているもの以外のものを含む場合、申請書類の写しが指示に添付されなければならない。

送達がなされることを確保するのが申請人である場合、司法手続法第32章、第2条が適用される。

## 第12条

特許登録庁が指示を送達することができなかった場合、庁は、送達努力を継続するか否か又は申請人が本人への送達を確保する機会を与えられるべきか否かを検討しなければならない。送達のためにそれまでに傾注されてきた作業と費用、更なる努力が報いられる可能性及び他の状況が検討されなければならない。申請人が申出を受け付けない場合、申請は却下される。送達を確保するのが申請人である場合、司法手続法第32章、第2条が適用される。

## 第13条 地方裁判所への移管

所有者が適時に全体的又は部分的に申請に反論する場合、特許登録庁は、相応に申請人に伝える。申請人が主張を維持しようとする場合、事案が、又は争点が主張の一部のみに関係する場合は争われる部分における事案が、地方裁判所に移管されることを請求することができる。

移管の請求は、争いに関する情報が申請人に送付された日後1月以内に特許登録庁にしなければならない。請求において、申請人は、援用する状況及び提供された証拠の手段並びに各手段によって証明される事柄を表示しなければならない。申請人は、同時に書面による証拠及び提供された他の書類を提出しなければならない。

申請人が適時に移管を請求した場合、特許登録庁は事案を書類の表示を基礎として管轄権限

のある地方裁判所に移管する。申請人が適時に移管を請求しない場合、事案の争われる部分はファイルから抹消される。

#### **第 14 条**

第 13 条段落 1 による所有者の争点の通知は、次にに関する情報を含まなければならない。

1. 申請人が地方裁判所への移管を請求することができること
2. 当該請求の提出期限
3. 当該請求が如何なる内容を有するべきか
4. 第 13 条に規定のその他事項

#### **第 15 条 登録の取消**

所有者が適時に反論しなかった場合、特許登録庁は、申請に従って登録を取消する。所有者が申請の一部に限り反論した場合、庁は反論しなかった部分について登録を取消するものとする。

#### **第 16 条 再開**

第 15 条によって取消された登録の所有者は、事案の再開を申請することができ、当該申請は、決定日から 1 月以内に特許登録庁にしなければならない。

所有者が適時に再開を申請した場合、特許登録庁は事案を書類の表示を基礎として管轄権限のある地方裁判所に移管する。

#### **第 17 条 通知書**

取消の通知は、申請人及び所有者に送付される。

取消の申請が却下された場合、特許登録庁は、それを申請人に通知する。再開の申請が却下された場合、庁は、所有者にそれを通知する。事案の司法的判断を示唆する他の決定を庁がする場合、明らかに不要である場合を除き、申請人と所有者の双方が決定を通知される。

#### **第 18 条 法的効力**

事案の再開の申請期間が満了したとき、第 15 条による取消の決定が、法的効力を取得した民事訴訟の判決と同様に効力を有する。

#### **第 19 条 地方裁判所における更なる処理**

事案が地方裁判所に移管された場合、行政取消の申請が特許登録庁になされたときに手続が提起されたものとみなされる。申請人によって提出された書類は、召喚の申請とみなされる。召喚状は、裁判所が事案の処理に関して決定するときに発行されたものとみなされる。

#### **第 20 条**

地方裁判所が、特許登録庁又は他の地方裁判所から事案を受け、当該裁判所が事案を処理する権限があることが書類から明らかでないとは判断するときは、裁判所は、権限を有し得る地方裁判所に事案を移管する。事案を移管する地方裁判所の決定は、不服の申立をすることができない。



## 登録の抹消

### 第 21 条

第 15 条によって又は裁判所によって、商標登録が全体的又は部分的に取消されたとき、その範囲において、登録は、決定が法的効力を得たときに商標登録簿から抹消され、決定は公告される。

## 第4章 本国並みの登録並びに外国出願人及び所有者の代理人

### 本国並みの登録

#### 第1条

出願人の本国が工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約加盟国又は世界貿易機関を設立する協定加盟国又は地域であるときは、本国において出願人に登録されている商標は、第2条による障害がなければ、そこで登録されているようにスウェーデンで登録されるものとする。

出願人の本国が段落1に表示されたもの以外の国又は地域であるときは、本国において出願人に登録された商標は、次の場合、そこで登録されているようにスウェーデンで登録されるものとする。

1. 対応する権利が当該国又は地域において、スウェーデン登録に関して与えられており、
2. 当該国又は地域における現行法がパリ条約と大部分対応し、
3. 第2条による障害が存在しない。

本条によって登録を請求する出願人は、その商標が、請求に係る商品又はサービスについて本国において出願人に登録されていることを証明しなければならない。本条によって登録されている商標登録の更新にも同じ規定が適用される。

#### 第2条

商標は、識別性を欠く場合又は第2章、第4条、第5条、段落2及び第6条から第11条までによる登録に対する障害がある場合、第1条によって登録することはできない。

他の状況ではスウェーデンにおいて登録が可能でなかった筈のものが、第1条によって登録された商標は、その商標が所有者の本国において享有する保護の程度を越えない登録保護の範囲と期間を有する。

### 代理人と送達

#### 第3条 商標登録出願人の代理人

特許登録庁は、スウェーデンに住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有さない出願人に、事案についての送達を受けることを授権されかつスウェーデンに住所を有する代理人を雇いその任命を庁に届出するよう指示することができる。

出願人が指示を守らない場合、送達は出願人にその者の最新の宛先へ普通郵便で書類を送付することができ、これがなされたときに送達が行われたものとみなされる。出願人は、指示の不順守の結果について指示で伝えられる。

#### 第4条 商標登録の所有者の代理人

住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所もスウェーデンに有さない商標登録所有者は、スウェーデンに住所を有する代理人によって代理されなければならない。代理人は、召喚状、聴聞出頭の召喚状及び商標に関する事案及び事項についての他の書類(刑事訴訟についての召喚を除く)並びに本人が出頭すべき旨の指示の送達を所有者の代わりに受領す

ることを授権されなければならない。代理人の任命は特許登録庁に届出され商標登録簿に記録される。

所有者が代理人の任命を届出しない場合、送達は、送達されるべき書類を商標登録簿に記録された所有者の送達宛先へ送付することができる。完全な送達宛先が登録簿に記録されていない場合、特許登録庁に書類を保管して利用可能とすること並びにこの保管の通知及び書類の主な内容を公告することを通じて送達をなすことができ、これがなされたときに送達が行われたものとみなされる

## 第5章 国際商標登録

### 国際商標登録によって意味されるもの

#### 第1条

国際商標登録は、世界知的所有権機関の国際事務局が1891年4月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する1989年6月27日の議定書に従って国際登録簿に行った商標の登録である。

特許登録庁は、国際商標登録に関する事項を担当するスウェーデンにおける公的機関である。

### 国際商標登録の出願

#### 第2条 国際登録を出願する権原を有する者

スウェーデンの国民であり、スウェーデンに住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する商標権者又は出願人は、商標の国際登録を出願することができる。

#### 第3条 出願がなされる場所及びその内容

国際商標登録の出願は、国際事務局宛てとするが、特許登録庁に提出しなければならない。

出願は英語で作成し、次を含まなければならない。

1. 出願人の名称又は商号及び宛先についての情報
2. 代理人の名称及び宛先についての情報
3. 国際出願が基礎とするスウェーデン登録又は登録出願についての情報
4. 商標の識別性ある複製
5. 商標の登録が主張されている商品又はサービスの一覧及び対応する分類(商品又はサービスの一覧)
6. 国際登録から生じる保護が及ぶ国の表示
7. 商標の複製、出願人のスウェーデンとの関係又は政府又は政府によって指定された公的機関によって発行された規則に従って出願に含むべき他の状況についての追加情報

出願人は、所定の出願手数料を納付しなければならない。

政府又は政府によって指定された公的機関が、出願手続に関する更に詳しい規則を交付する。

#### 第4条 出願の処理

特許登録庁は、出願が第3条による要件を満たすか否か、また出願に現れる詳細がスウェーデンにおいて出願人によって所有される又は出願された基礎商標に現れる詳細に対応するか否かを検証する。

出願が段落1の要件を満たさない場合、特許登録庁は、定められた期間内に欠陥を補正するよう出願人に指示する。申請人が出願手数料を納めない場合も同様である。出願人が指示を守らない場合、出願は、ファイルから抹消される。出願人は、このことを指示で伝えられる。出願が要件を満たす場合、特許登録庁は、その旨の証明書を出願に添えて国際事務局へ送付する。

## 第5条

特許登録庁が証明書及び出願を国際事務局に送付する前に出願人が出願を取下げする場合、事案はファイルから抹消される。

## 第6条 ファイルから抹消された出願の回復

出願人が所定期期の満了後2月以内に出願を補充又は補正する場合、特許登録庁は、第4条、段落2によってファイルから抹消された出願を回復する。

出願人は、所定の回復手数料を支払わなければならない。

## 第7条 国際商標登録から生じる保護の追加国への拡張の申請

スウェーデンの登録又は登録出願を基礎とする国際商標登録権者は、国際商標登録から生じる保護の追加国への拡張を申請することができる。

段落1による申請は、国際事務局になされなければならない。

出願人がスウェーデンに住所を有する場合、段落1による申請は、代わりに特許登録庁にすることができる。当該申請は、英語で作成しなければならない。政府又は政府に指定された公的機関が申請内容に関する更に詳しい規則を交付する。

## 国際商標登録から生じる保護のスウェーデンへの拡張の申請

### 第8条 申請の審査

特許登録庁が国際事務局からある者が国際商標登録から生じる保護のスウェーデンへの拡張を申請した旨の通知を受ける場合、庁はそれへの障害があるか否かを審査する。

当該障害は、国内登録への障害が第2章、第4条から第11条までに存在する場合に存在する。

特許登録庁が段落2によって障害が存在すると判断する場合、庁は、国際商標登録から生じる保護が全体的又は部分的にスウェーデンへ拡張されることができない旨を国際事務局に通知する。当該通知は、段落1にいう通知の日後18月以内に与えられ、登録から生じる保護がスウェーデンへ拡張することができない理由を含まなければならない。

### 第9条 国際商標登録から生じる保護がスウェーデンへ拡張されない旨の決定

特許登録庁が第8条、段落3に従って国際事務局へ通知した場合、庁は、通知後3月以後に、国際商標登録から生じる保護は、第2章、第4条から第11条までの障害がなおも存在する限り全体的又は部分的にスウェーデンに拡張されない旨を決定する。

### 第10条 商標の商標登録簿への記入

第2章、第4条から第11条までによる障害がない場合、特許登録庁は、商標を商標登録簿に記入し、国際商標登録から生じる保護がスウェーデンへ拡張される旨を公告する。

特許登録庁が、国際商標登録から生じる保護が部分的にスウェーデンに拡張されない旨を決定した場合、決定が法的効力を得たときに商標は商品及びサービスの残りのものについて商標登録簿に記入され公告される。

## 第 11 条 異議申立

特許登録庁が国際商標登録がスウェーデンに拡張される旨を公告した場合、そのスウェーデンへの拡張へ異議申立をすることができる。異議申立は、公告日後 3 月以内に庁になされなければならない。異議申立が適時になされない場合は却下される。

異議申立は、次を含まなければならない。

1. 異議申立人の名称又は商号及び宛先についての情報
2. 代理人の名称及び宛先についての情報
3. 異議申立が関する国際商標登録についての情報
4. 異議申立の理由として援用する事実についての情報

政府又政府に指定された公的機関は、異議申立手続に関する更に詳しい規則を交付する。

## 第 12 条

異議申立に欠陥があるため事案の審査の基礎として使用することができない場合、特許登録庁は、定められた期間内に欠陥を補正するよう異議申立人に指示し、指示が守られない場合、異議申立は却下される。異議申立人は、指示でこのことを伝えられる。

## 第 13 条

特許登録庁は、異議申立を国際商標登録権者に伝え、定められた期間内に陳述書を提出する機会を与える。

異議申立に明らかに根拠がない場合、直ちに却下される。

## 第 14 条

異議申立が取下げられたとしても、異議申立手続は、特定の理由がある場合は、なおも完了されることができる。ただし、異議申立手続は、異議申立のために援用された唯一の基礎が第 8 条から第 10 条までによる理由である場合は、完了することができない。

## 第 15 条

異議申立が提出されたとき、特許登録庁は、国際商標登録から生じる保護のスウェーデンへの拡張に対する第 2 章、第 4 条から第 11 条までによる障害が存在する場合、保護が全体的又は部分的にスウェーデンに拡張されない旨決定する。そうでない場合、異議申立は却下される。

全体的又は部分的に第 2 章、第 8 条から第 10 条までによる拒絶の理由に基礎をおく異議申立は、それが自己の権益のために異議申立てたのではなく、登録商標所有者がそのように請求する場合、その範囲で却下される。

登録から生じる保護がスウェーデンに拡張されない旨の決定は、第 8 条、段落 1 にいう通知日から 18 月以内に国際事務局に伝達される事実のみ基礎を置くことができる。第 11 条による異議申立の時期がこの期限後に満了した場合、決定は、なおも異議申立の期限の満了後 1 月以内に国際事務局に伝達された事実に基づき置くことができる。これは、特許登録庁が当該決定が後に送付されるかもしれないとの伝達を 18 月の期限内に国際事務局に伝えているとの条件下で適用される。

異議申立の結果、特許登録庁が、登録から生じる保護が全体的又は部分的にスウェーデンに

拡張されない旨を決定する場合、決定が法的効力を得たときに登録はその範囲で商標登録簿から抹消される。決定は公告される。

#### **第 16 条 国際商標登録から生じる保護がスウェーデンに拡張される旨の決定の効果**

国際商標登録から生じる保護がスウェーデンに拡張される旨の決定は、国際事務局が第 8 条、段落 1 にいう通知において国際商標登録によって又はスウェーデンへの保護の拡張についての後の請求によって生じたと表示した日から効力を有する。

保護がスウェーデンに拡張される国際商標登録は、国内商標登録と同じ効力を有する。ただし、第 4 章の規定は適用されない。

商標登録出願の質権設定に関する第 7 章の規定は、国際商標登録から生じる保護のスウェーデンへの拡張についての第 8 条、段落 1 にいう出願にも適用される。

国際商標登録から生じる保護がスウェーデンへ拡張される旨の決定は、第 3 章に従って取消することができる。その場合、第 3 章の規定が国際商標登録から生じる保護がスウェーデンへ拡張される旨の決定を拘束する。

#### **第 17 条**

国際商標登録が更新された場合、商標登録簿に記録され公告される。

#### **国内商標登録の国際商標登録による代替**

#### **第 18 条**

保護がスウェーデンに拡張される国際商標登録と同一の商標のスウェーデン登録が同一人物で、かつ同一名であるときは、国際登録がスウェーデン登録を代替する。ただし、これは拡張がスウェーデン登録日の後に有効となること並びにスウェーデン登録に一覧されている商品及びサービスのすべてが国際登録にも一覧されていることを条件とする。これは、スウェーデン登録によって取得された筈の権利への限定を意味するものではない。

特許登録庁は、所有者の請求によって、国際商標登録がスウェーデン登録を代替する旨を記録し公告する。

#### **国際商標登録が効力を停止したときの結果**

#### **第 19 条**

保護がスウェーデンに拡張される国際商標登録が全体的又は部分的に効力を停止した場合、その効力は、スウェーデンで停止する。

#### **国際商標登録の国内商標登録への変更**

#### **第 20 条**

保護がスウェーデンへ拡張される国際商標登録が、国際事務局が第 8 条、段落 1 にいう通知において登録に基礎を置くものとして表示した日後 5 年以内に、全体的又は部分的に効力を有することを停止し、その原因が基礎登録又は基礎登録出願が国際商標登録の基礎を構成す

ることができなくなったことにあり、その後所有者がスウェーデンにおいて同一商標の登録を出願した場合、その出願は、国際事務局が国際商標登録によって基礎づけられるものとして表示した日になされたものとみなされる。これは次を条件として適用される。

1. 出願が、国際商標登録が取消された日後3月以内になされ、
2. 願書に記載された商品及びサービスが、実際に国際商標登録から生じるスウェーデンにおける保護の対象であった。

国際商標登録の取消又は段落1による出願についての情報は、商標登録簿に記録され公告される。

## 第21条

スウェーデンに保護が拡張された国際商標登録が、1891年4月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する1989年6月27日の議定書の廃止通告の結果、効力を停止し、所有者がその後スウェーデンにおける同一の商標の登録を出願する場合、当該出願は、国際事務局が国際商標登録によって基礎づけられているとして表示した日に出願がなされたものとみなされる。これは、次の条件に基づいて適用される。

1. 出願が廃止通告の日後2年以内になされ、
2. 出願に一覧された商品及びサービスが、国際商標登録から生じるスウェーデンにおける保護を実際に受けていた。

国際商標登録の効果の停止又は段落1による出願についての情報は、商標登録簿に記録され公告される。



## 第6章 移転及びライセンス

### 移転

#### 第1条 移転一般

第1章、第6条及び第7条による取引上の表象は、それが使用される事業活動と別個に又は関連して移転することができる。

事業活動が移転される場合、事業活動に帰属する段落1による取引上の表象は、別段の合意がなされない限り、移転に含まれる。

#### 第2条 登録商標の移転の記録

登録商標の移転は、請求があれば、商標登録簿に記録され公告される。記録及び公告は、また、法的効力を得た判決を通じて登録商標についての宣言された優越権を有する当事者による請求によってもなされる。

段落1による記録を請求する当事者は、所定の手数料を納めなければならない。

#### 第3条 所有者の記録の効果

国内登録商標に関する事案又は事項において、所有者として商標登録簿に記録された当事者は、商標の所有者とみなされる国際登録商標に関する事案又は事項において、所有者として国際登録簿に記録された当事者は、商標の所有者とみなされる。

### ライセンス

#### 第4条 ライセンス一般

第1章、第6条及び第7条に関する取引上の表象の所有者は、表象を使用する権利(ライセンス)を、それが市場で登録又は確立されている商品及びサービスの一部又はすべてについてかつ国の一部又はすべてについて、他の当事者に付与することができる。ライセンスは、排他的又は非排他的とすることができる。ライセンシーは、表象の所有者の承諾なく自己の権利をサブライセンスすることはできない。

取引上の表象の所有者は、次に関するライセンス契約の条件に違反するライセンシーに対して排他的権利を援用することができる。

1. ライセンスの条件
2. 表象を使用することができる形態
3. ライセンスが交付される商品又はサービスの性質
4. その範囲内で表象を使用することができる地理的領域
5. ライセンシーによって生産される商品又は提供されるサービスの質

#### 第5条 ライセンスの記録

登録商標に関するライセンスは、請求により、商標登録簿に記録され公告される。登録の出願対象の商標に関するライセンスは、請求により、特許登録庁の日誌に記録される。ライセンスの記録を請求する者は、所定の手数料を納付しなければならない。

ライセンスが適用されることを停止したことが証明される場合，記録は抹消される。登録簿から記録を抹消する決定は，公告される。

## 第7章 登録商標の質権設定

### 質権の存在

#### 第1条

登録商標又は商標登録出願は、本章によって質権を設定することができる。

#### 第2条

登録商標又は商標の登録出願についての質権は、財産に関する質権の書面による契約の登録を通じて存在することになる。登録は、商標登録簿において、又は契約が商標の登録出願に関する場合は特許登録庁の受付日誌においてなされる。登録の申請人は、所定の手数料を納付しなければならない。

質権が他人に移転された場合、請求により、登録商標に関する場合は商標登録簿に、又は商標の登録出願に関する場合は特許登録庁の受付日誌に記録される。記録を請求する当事者は、所定の手数料を納付しなければならない。

### 質権の複数付与の場合の優先権

#### 第3条

質権が別個に2以上の者に付与された場合、別段の合意がある場合を除き、特許登録庁に最初になされた登録出願に対する付与が優先権を与えられる。

2以上の付与の登録申請が同日になされた場合、付与は、別段の合意がある場合を除き、それらの申請の間での時間的順序に従って優先権を与えられる。複数の付与が同時の場合又はそれらの時間的順序が確定できない場合、それらは同等の権利を付与される。

### 登録申請をする権原を有する者

#### 第4条

第2条による登録申請は、商標若しくは商標登録出願の所有者によって又は質権者によってすることができる。申請人は、質権設定者の商標又は商標登録出願に対する権利を証明しなければならない。

段落1を適用するときは、事案が別段の開示をする場合を除き、登録商標所有者として商標登録簿に記録されている者が標章に対する権原があるものとみなされる。登録申請が商標登録出願の質権設定に関する場合、事案が別段の開示をする場合を除き、特許登録庁の受付日誌に記録されている者が商標登録出願の権原を有するものとみなされる。

### 権原を欠くための障害

#### 第5条

第2条による登録申請は、差押、破産、支払保証、仮差押又は他の理由の結果、質権設定者が登録時に質権を設定する財産を処分する権原を有さない場合は、承認されない。

## 質権の付与が登録を受けることができるとき

### 第6条

質権の契約は、商標が登録されたとき、又は契約が商標登録出願に関する場合は、出願が特許登録庁の受付日誌に記録されたときに、登録される。

質権設定された商標登録出願が商標登録に至った場合、登録商標が質権設定された財産となる。

## 無効な質権契約

### 第7条

質権が登録されても、それは、質権の契約が財産を処分する権原を有する正当な所有者によって結ばれた場合であってかつ契約が他の理由で無効でない場合に限り、質権設定された財産に適用される。

## 質権の失効

### 第8条

商標登録出願が第三者に移転された場合又は商標若しくは商標登録出願についての権利が本法の規定に従って適用されなくなった場合、質権は失効する。

## 登録の抹消

### 第9条

質権の登録は、質権が法的効力を得た判決を通じ無効を宣告された場合又は質権が失効した若しくは他の理由で適用されなくなった場合、抹消される。

## 質権設定された財産は物権の主題であること

### 第10条

質権は、財産に対する所有権又は他の権利を後に取得する者に対して第2条による登録申請日から適用される。

ライセンス契約は、契約が質権契約の登録申請前に結ばれた場合、質権者に適用される。

### 第11条

差押又は破産の事案において、登録を必要としない動産についての質権に関する他の法律における規定が、登録商標又は商標登録出願についての質権にも適用される。特許登録庁への第2条による登録申請は、質権者の動産の所有と同じ法的効力を得る。

登録商標又は商標登録出願についての質権が差押又は破産後に売却された場合、第10条、段落2によるライセンス契約が引続き適用される。

## 質権設定された財産の売却

### 第 12 条

質権者は、質権設定された財産を売却し代金を回収することができる。ただし、これは質権者が債務者及び他の知られている財産権所有者に売却についてその後に伝え、当該当事者が自己の権利を守る合理的な期間を有した場合に限る。

第 10 条、段落 2 によるライセンス契約は、段落 1 による売却後も引き続き適用される。

## 第8章 刑事責任、違反すれば罰金に処せられる禁止命令、損害賠償、等

### 刑事責任

#### 第1条

何人かが取引上の表象についての権利を侵害(商標侵害)し、その侵害が故意又は重大な過失によってなされた場合、罰金又は2年以下の懲役に処せられる。第3条に基づいて違反すれば罰金に処せられる条件で交付された禁止命令に違反した者は、禁止命令によって処理される侵害の責任を負わせることはできない。

段落1に基づいて違反を意味する行為の未遂又は準備は、刑法第23章に基づいて罰せられる。公訴官は、段落1又は段落2にいう違反について犯罪訴追の手續を提起することができる。ただし、被害者から犯罪の告訴があり、犯罪訴追が特定の理由で公益上必要とされる場合に限る。

### 違反に関して使用された物件及び道具の没収

#### 第2条

第1条に基づいて違反が発生した物件は、明らかに不合理でない場合、没収される。物件自体の代わりに、その価格が没収を宣言されることができる。また、当該違反からの利益も、明らかに不合理でない場合、没収を宣言される。何人かが当該違反に関する費用の補償として受領したモノ又は受領したモノの価値にも、その受領が第1条による違反を構成する場合、同じ規定が適用される。

第1条に基づいて違反に関係する道具として使用されている物件は、違反を防ぐために必要とされる場合又は他に特別な理由がある場合、没収を宣言されることができる。違反が実行された又は罰を受ける未遂若しくは罰を受ける準備を構成した場合、第1条に基づく違反に関係して道具として使用されることを意図されている物件にも同じことが適用される。物件自体の代わりにその価値も没収されることができる。

### 違反すれば罰金を受ける禁止命令

#### 第3条

第1章、第6条から第8条までによって取引上の表象を所有する者又はライセンスを基礎として取引上の表象を利用する権利を有する者による申立を受けて、裁判所は、違反すれば罰金を受けることを条件として、商標違反を犯す又はそれを幫助する者に対して当該行為を継続することを禁じる差止命令を発令することができる。

商標侵害又は侵害幫助を暗示する行為が発生している旨提起人が相当な理由を示す場合であって、被提起人が当該行為の継続又はそれへの幫助を通じ、取引上の表象についての排他的権利の価値を減少させることが合理的に予想することができる場合、裁判所は、当該事件が終局判決その他によって決定されるまで、これに違反すれば罰金に処せられることを条件に、差止命令を発令することができる。差止命令が発せられる前に、被提起人は、応答する機会を与えられなければならない。ただし、遅延が損害の危険を伴う場合はその限りでない。

段落 1 及び段落 2 の規定は、侵害に関して未遂又は準備を構成する行為にも適用される。

段落 2 にいう差止命令は、提起人が被提起人が受けることのある損害について裁判所に担保を供託する場合に限り発令することができる。提起人が当該担保を供託する能力がない場合、裁判所は、当該人に供託を免除することができる。担保の種類については、強制執行法第 2 章第 25 条の規定が適用される。担保は、被提起人が承認した場合を除き裁判所によって審査される。

事件について判決を下す場合、裁判所は、段落 2 に基づいて発行された禁止命令が引続き適用されるか否かを決定しなければならない。

段落 1 又は段落 4 に基づく決定に対する上訴について及び上級裁判所における手続については、司法手続法第 15 章の規定が適用される。

禁止命令を請求している者によって罰金賦課の申立がなされることができ、手続は、罰金より上の刑が定められていない違反の訴追に関する司法手続法の規定に従って行われる。当該賦課に関連して、違反すれば罰金に処せられることを条件に、新たな差止命令の発行を求める申立がなされることができ。

## 損害賠償

### 第 4 条

故意又は重大な過失によって商標侵害を犯す者は、取引上の表象の搾取についての合理的な補償金及び侵害が起こす更なる損害についての補償金を支払わなければならない。補償額が決定される場合、次が特に考慮されなければならない。

1. 逸失利益
2. 侵害を犯した者が得た利益
3. 取引上の表象の名声が被った損害
4. 倫理的損害
5. 侵害が侵されないことについての権利所有者の関心

故意又は過失によらないで商標侵害を犯す者は、合理的な場合及びその程度において取引上の表象の利用の補償金を支払うものとする。

## 刑事責任及び一定の事件における損害賠償責任の制限

### 第 5 条

商標侵害に関する申立が本法に基づく登録に基礎を置く場合、第 1 条及び第 2 条は、登録日前の時期に適用されず、また侵害が故意になされたのでない場合、当該事件においては第 4 条も登録日前の時期に適用されない。

## 損害賠償を受ける権利に関する時効

### 第 6 条

損害を被った時期から 5 年以内に手続が提起されない場合、損害賠償に対する権利は、失効する。ただし、登録に基礎づけられてのみ保護されている商標の侵害についての補償に対す

る権利は、登録日後1年より前には失効しない。

## 侵害継続の予防策

### 第7条

商標侵害を被った者による申立によって、裁判所は、合理的な限りにおいて、取引上の表象が許可なく表示されている物件が販売経路から回収され、変更され、若しくは破棄されるべきでありこと、又はそれに関して何らかの他の措置が取られるべきことを決定することができる。侵害に関連して使用されている又は使用されることを意図されてきた道具についても同じ規定を適用する。

段落1にいう物件は、第37条による違反がなされたことが合理的に推測される場合、差押をすることができる。当該差押について、刑事事件一般についての差押に関する規定が適用される。

段落1及び段落2の規定は、侵害に関する未遂及び準備行為を構成する行為にも適用される。段落1による措置に関する決定は、商標侵害を被った者が措置を指示される者に対して補償金を支払うよう命じられることを意味するものであってはならない。

段落1による措置は、反対の具体的な理由がない場合、被提起人によって費用を負担されるものとする。

没収又は違反行為の予防策が第2条又は刑法によって決定される場合、本条にいう決定は下されない。

## 商標侵害に関する事件の判決についての情報の公開

### 第8条

提起人の申立により、裁判所は、商標侵害事件において侵害を犯した又は幫助した者に、事件の判決についての情報を公開するための適切な措置についての金銭的補償を支払うよう命令することができる。

段落1の規定は、侵害に関する未遂及び準備行為を構成する行為にも適用される。



## 第9章 情報提供の命令及び侵害調査

### 情報提供の命令

#### 第1条 基本規定

何人かが商標侵害を犯したことについて申請人が相当な理由を示す場合、裁判所は、これに違反すれば罰金刑に処せられることを条件に、段落2にいう1又は複数の当事者が侵害が侵された商品又はサービスの出所及び流通網に関する情報を申請人に提供すべき旨命令することができる(情報提供命令)。

情報を提供する義務は、次の当事者に係る。

1. 侵害を犯している又は幫助している者。
2. 侵害が関係する商品を商業規模で利用している者。
3. 侵害が関係するサービスを商業規模で利用している者。
4. 侵害に関して使用されている電子通信サービス又は他のサービスを商業規模で利用可能にしている者
5. 項目2から4までにいう当事者によって、侵害が関係する商品の生産若しくは流通又は侵害が関係するサービスを利用可能にすることに係っているものとして特定される者。

商品又はサービスの出所又は流通網に関する情報は、特に次を含むことができる。

1. 先に商品を所有していた又はサービスを利用可能とした生産者、流通業者、供給者及び他の者の名称及び宛先
2. 意図された卸業者及び小売業者の名称及び宛先
3. 商品又はサービスの生産、納入、受領又は発注された量及び得られた価格

段落1から3までの規定は、侵害に関する未遂及び準備行為を構成する行為にも適用される。

#### 第2条

情報提供の命令は、措置の理由が、措置を受ける者又は他の利害相手に措置が被らせる虞がある不便又は他の害に優る場合に限り発令することができる。

第1条に基づいて情報を提供する義務は、その開示が情報の提供者が又はその者と密接に関係する者(司法手続法第36章第3条にいう)が刑事犯罪を犯していることを開示する虞がある情報は含まない。

個人データ法(1998:204)は、受領した個人データの使用を制限する規定を含む。

### 情報提供命令に関する事項の処理

#### 第3条

情報提供命令に関する決定は、侵害裁判が係属中の裁判所によって下されることができる。

その他に関しては、裁判所の管轄権限の問題は裁判所に付託される事件に関しては第10章第6条の規定が適用されるものとし、侵害に関する他の事件に関しては司法手続法における民事訴訟についての規定が適用されるものとする。ただし、裁判所以外に提起されなければならない紛争における裁判所の権限の制限に関する司法手続法の規定は適用されない。

情報提供命令の申請が侵害に関する事件における申請人の相手当事者に対するものである場

合、当該事件についての裁判所手続の規定が適用される。情報提供命令の決定は、別個に不服申立することができる。

情報提供命令の申立が段落 2 にいう者以外の当事者に対するものである場合、裁判所事項に関する法(1996:242)の規定が適用される。問題の審理のために、司法手続法第 37 章によって口頭聴聞も行うことができる。裁判所は、各当事者が自己の訴訟費用を負担するものと決定することができる。

罰金の賦課についての手続が命令を申請した者によって提起されることができ、罰金を越える罰則が規定されていない刑事事件における訴追に関する司法手続法の規定に従って処理される。当該手続に関連して、新たな情報提供命令について訴訟を提起することができる。

## 補償を受ける権利及び通知義務

### 第 4 条

第 1 条、段落 2、項目 2 から 5 までに従って、同条段落 1 による情報を提供するように命令された者は、費用及び被る不便に対する合理的な補償金を受ける権利を有する。補償金は、情報提供命令を申請した者によって支払われる。

電子情報サービスを利用可能とし、情報提供命令によって電子伝達法(2003:389)第 6 章、第 20 条にいう情報を提供した者は、この事実に関する通知書を、情報送達後 1 月以後であって 3 月以内に情報が関係する当事者に送付しなければならない。通知の費用は、段落 1 に従って補償される。

## 侵害調査

### 第 5 条 基本規定

何人かが侵害を犯した又は幫助したことが合理的に推定される場合、裁判所は、侵害に関する証拠保全のために、侵害の調査(侵害調査)に重要と思われる物又は書類を捜索するために当該人に関して調査が行われることを命令することができる。当該命令は、第 1 章、第 6 条から第 8 条までによって取引上の表象の所有者による申立又はライセンスを基礎としてそれを利用する権利を有する者による申立により下すことができる。訴訟手続が提起されていない場合、申立は書面で提出されなければならない。

侵害調査の命令は、措置の理由が、措置を受ける者又は他の利害相手に措置が被らせる虞がある不便又は他の害に優る場合に限り発令することができる。

段落 1 及び段落 2 の規定は、侵害に関する未遂及び準備行為を構成する行為にも適用される。

### 第 6 条 侵害調査に関する事案の処理

侵害調査命令は、侵害に関する裁判が係属中の裁判所によって下されることができる。裁判が未提起の場合、裁判所の管轄権限の問題は、裁判所に付託される事件に関しては第 10 章第 6 条の規定が適用されるものとし、侵害に関する他の事件に関しては司法手続法における民事訴訟についての規定が適用されるものとする。ただし、裁判所以外に提起されなければならない紛争における裁判所の権限の制限に関する司法手続法の規定は適用されない。

調査命令が下される前に、相手当事者は、応答する機会を与えられなければならない。ただ

し、遅滞が、侵害調査の重要対象物又は書類が除去、破棄又は歪曲される危険をもたらす場合、裁判所は、その命令を別段の決定がなされるまで直ちに有効とすることができる。その他、法的手続が提起される前に生じる侵害調査に関する問題は、法的手続中に生じたものとして同様に処理される。

#### **第7条 担保の供託及び決定に対する不服申立**

侵害調査命令は、相手方が被る虞のある損害について申請人が裁判所に担保を供託する場合に限り下すことができる。申請人が当該担保を供託する能力がない場合、裁判所は申請人に供託を免除することができる。担保の種類については、強制執行法第2章、第25条の規定が適用される。担保は、相手方が承認した場合を除き、裁判所によって審査される。侵害調査に関する裁判所の決定に対する不服申立について及び上級裁判所における手続については、司法手続法第15章に所定の決定に対する不服申立に関する規定が適用される。

#### **第8条 侵害調査に関する決定の内容**

侵害調査命令は、次についての情報を含まなければならない。

1. 調査の目的
2. 捜索することができる対象物件及び書類
3. 何れの敷地が捜索されるか

必要の場合、裁判所は命令の執行についての他の条件も定める。

#### **第9条 侵害調査命令の執行**

侵害調査命令は、直ちに執行される。その執行の申請が命令後1月以内になされない場合、命令は無効となる。

#### **第10条**

侵害調査命令は、裁判所によって所定の条件に従い強制執行法の第1章から第3章まで、第17章、第1条から第5条まで、及び第18章を適用して地方執行機関を通じて執行される。申請人の相手方は、侵害調査命令がその相手方の聴聞後に出された場合に限り、執行について伝えられる。当該機関は、同機関が捜索することを許可されている対象物の写真を撮り、ビデオを撮り、音声記録を取る権利を有する。機関はまた同機関が捜索することを許可されている書類の謄本及び抄本を作成する権利も有する。

侵害調査は、司法手続法第27章第2条にいう書類に係ることはできない。

#### **第11条 法的援助及び侵害調査に参加する権利**

相手方は、侵害調査命令が執行されるときに弁護士を呼ぶ権利を有する。執行は、弁護士が到着する前に開始してはならない。ただし、これは次の場合該当しない。

1. それによって調査が不必要に遅れる
2. その他、措置の目的が達せられない危険がある。

執行機関は、執行中に必要の場合、専門家のサービスを利用することを許可される。

機関は、申請人又は申請人の代理人に情報を提供するために調査に参加することを許可することができる。当該許可が与えられた場合、機関は、申請人又は代理人が執行によって正当

化される以上に調査結果について知らされないよう確保しなければならない。

#### **第 12 条 侵害調査で取られた措置の無効化**

申請人が、執行の終結後 1 月以内に手続をする又は他の方法で問題に関する手続を提起しない場合、執行中に取られた措置は直ちに可能な範囲で無効とされる。侵害調査命令が、執行が終結した後に無効とされた場合も同じ規定を適用する。

#### **第 13 条 侵害調査からの資料の処理**

強制執行機関は、侵害調査からの対象物件の写真、ビデオ及び音声記録並びに書類の謄本及び抄本を一覧表とし、資料は申請人及び相手方に利用可能となるように保管される。

## 第10章 他の規定

### 制裁判決の禁止

#### 第1条

商標登録が法的効力を得た決定又は判決によって無効とされている場合、裁判所は、第8章又は第9章によって、制裁の判決を下す又は補償若しくは他の措置を決定することはできない。

### 失効に関する異議申立

#### 第2条

登録商標の侵害について手続が提起され、手続を提起された者が登録が無効であると主張する場合、無効の問題は無効手続が提起された後に限り審理されることができる。裁判所は、当該手続を定められた期間内に提起するよう登録無効を主張する者に命令することができる。登録商標に関する特定の法的状況が存在するか否かについての申立を含む事案において、登録が無効であると主張される場合にも、段落1の規定が適用される。

### 個人データの処理

#### 第3条

個人データ法(1998:204)第21条の禁止命令に拘らず、第8章第1条による違反を構成する法の違反に関する個人データは、法的主張が確立され、主張され又は守られるために必要な場合、処理することができる。

### 共同体商標に関する特則

#### 第4条 移送された出願の手数料等

所定の手数料が、次の者によって支払われなければならない。

1. 共同体商標に関する理事会規則(EC 207/2009)第25.2条による移送のために特許登録庁に共同体商標を出願する者
2. 共同体商標の登録又は共同体商標の登録出願について国内商標登録出願への変更を請求する者、又は
3. 理事会規則第93.3条による証明書を請求する者。

#### 第5条 共同体商標に適用される規定

共同体商標の侵害事案において、商標の侵害責任に関する第8章第1条の規定が適用される。共同体商標に関する理事会規則(EC 207/2009)に反していない限りにおいて、第3条、第8章第2条から第8条まで及び第9章も適用される。当該事案において、商標侵害に関する規定が共同体商標の侵害に適用される。

## 管轄裁判所

### 第6条

司法手続法が商標登録取消、商標侵害又は一定の法的関係が存在するか否かに関する事案を受け付けることを管轄裁判所に委ねない場合、手続はストックホルム地方裁判所で提起される。

第5条及び共同体商標に関する理事会規則(EC)No. 207/2009(2月26日)第96条にいう手続は、ストックホルム地方裁判所で提起される。

## 農産物及び食糧品の特別表示

### 第7条

第3条、第8章第3条から第8条まで及び第9章の規定が、次に規定の表示についての権利に適用される。

1. 保証された伝統特産品としての農産物及び食糧品に関する理事会規則(EC)No. 509/2006(2006年3月20日)
2. 農産物及び食糧品の地名表示及び原産地指定の保護に関する理事会規則(EC)No. 510/2006(2006年3月20日)
3. 蒸留酒の定義、説明及び表示に関する一般規則を規定する理事会規則(EC)No. 1576/89(1989年5月29日)
4. 蒸留酒の地名表示の定義、説明、表示、ラベリング及び保護に関する2008年1月15日の欧州議会及び理事会の規則(EC)No. 110/2008であって理事会規則(EEC)No. 1576/89を廃止するもの
5. ぶどう酒市場の共同組織に関する理事会規則(EC)No. 1493/1999(1999年5月17日)
6. 農業市場の共同組織を設立しかつ一定の農産物についての特別規定に関する理事会規則(EC)No. 1234/2007(2007年10月22日)(単一共同市場組織化規則)

## ライセンス及び他者が所有者に通知する義務

### 第8条

取引上の表象又は第7条による特別表示の所有者は、商標侵害に関する手続の提起の前に通知されなければならない。ただし、これは手続を提起しようとする当事者が次である場合に限り適用される。

1. ライセンス
2. 質権設定された財産についての侵害のために手続を提起しようとする質権者
3. 第1章第2条によって取引上の表象を使用する権原を有する者
4. 第8章第4条又は第7条によって手続を提起しようとする第7条によって特別表示を使用する権原を有する者

ライセンス又は質権者が取引上の表象に関する一定の法的関係が存在するか否かの宣言についての手続を提起しようとする場合も、段落1による通知が出されなければならない。段落1又は段落2による通知が出されない場合、手続は却下される。

## 市場で確立した取引上の表象の差押に対する禁止規定

### 第9条

第1章第7条取による引上の表象についての権利は、差押の対象とすることはできない。ただし、所有者が破産を宣告された場合、権利は破産財団に含まれる。

### 審判請求

### 第10条

本法による特許登録庁による最終決定は、決定日後2月以内に特許審判裁判所へ審判請求することができる。

商標登録に関する事案についての最終決定は、出願人に限り審判請求することができる。国際商標登録から生じる保護のスウェーデンへの拡張に関する事案の最終決定にも同じ規定を適用する。

登録に対する異議申立に関する最終決定は、商標登録の所有者及び異議申立人に限り審判請求することができる。国際商標登録から生じる保護のスウェーデンへの拡張に対する異議申立に関する最終決定は、国際商標登録権者及び異議申立人に限り審判請求することができる。異議申立手続は、異議申立が取下された場合も特別な理由がある場合は、それに拘らず完了することができる。ただし、請求は、それが援用する基礎が第2章第8条から第10条までによる理由のみである場合は、審理されない。

特許審判裁判所による最終決定は、決定日後2月以内に最高行政裁判所へ審判請求することができる。最高行政裁判所への審判請求は、行政裁判所手続法第35条から第37条までが適用される。特許審判裁判所の決定は、最高行政裁判所の再審理は審判請求するための許可を必要とすること及び当該許可が与えられる理由についての情報を含まなければならない。

本条は、登録の行政取消に関する事案についての決定に適用されない。

### 第11条

商標登録の行政取消に関する第3章第15条による決定は、審判請求することができない。事案がそれによって地方裁判所に移転された又は第3章第13条段落3によってファイルから抹消された決定にも同じ規定を適用する。行政取消に関する事案についての他の決定は、決定日後3週間以内に地方裁判所に審判請求することができる。当該事案の手続中の決定は、別個に審判請求することはできない。

### 第12条

第11条による審判請求は、書類の表示に基づいてかつ司法手続法第10章によって登録の取消の問題を審理する権限を有する地方裁判所に提出される。司法手続法が審判請求を受け付けることを管轄権限ある裁判所に委ねない場合、決定はストックホルム地方裁判所に審判請求される。

審判請求は、特許登録庁に提出される。

裁判所手続においては、裁判所事項法が適用され、特許登録庁は裁判所における当事者となることはできない。

## 公告

### 第 13 条

本法による公告は、特許登録庁によって出される特定の刊行物においてなされる。  
政府又は政府によって指定された公的機関が、本法による公告に関する更に詳細な規則を発令する。

## 授権

### 第 14 条

政府は、本法による手数料に関する規則を発令することができる。